

## 議員定数、 3減の42議席で 可決！！

7月2日の本会議にて、議員定数を45議席から42議席にする議案が賛成多数で可決しました。賛成者と反対者を座席表で示しました。

なお、むの会（雜古・嶋田・西田）と市民ネット虹（たかはし倫恵・長谷川）は採決には参加せず退場という態度で臨まれました。

●議員配置図									
37	38	39	40	41	42	43	44	45	
杉	上	片	小	ざ	川	魚	上	中	
山	田	林	こ	畠	水	谷	川		
25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
野	森	岩	田	嶋	白	今	草	石	喜
口	池	下	(渡)	田	田	村	加	埜	中
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
佐	栗	河	たかはし	西	大	町	中	坂	大
藤	山	崎	田	田	川	尾	田	上	石
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
まつ	和	花	よつや	長	山	木	瀧	や	吉
お	田	岡	や	谷	田	村	谷	岡	篠
									原

正面 会派毎に色分けしております。

### 西宮市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件

#### 議員提出議案第11号

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び西宮市議会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年6月21日提出

##### 提出者

西宮市議会議員 今村岳司	西宮市議会議員 木村嘉三郎	西宮市議会議員 中川經夫
西宮市議会議員 石埜明芳	西宮市議会議員 草加智清	西宮市議会議員 中村武人
西宮市議会議員 上向井賢二	西宮市議会議員 坂上明	西宮市議会議員 町田博喜
西宮市議会議員 魚水けい子	西宮市議会議員 嶽原正寛	西宮市議会議員 やの正史
西宮市議会議員 大石伸雄	西宮市議会議員 渡谷祐介	西宮市議会議員 山口英治
西宮市議会議員 大川原成彦	西宮市議会議員 白井啓一	西宮市議会議員 山中正剛
西宮市議会議員 川畑和人	西宮市議会議員 田中正剛	西宮市議会議員 吉岡政和
西宮市議会議員 喜田侑敬	西宮市議会議員 田村ひろみ	

### 西宮市議会議員定数条例の一部を改正する条例

西宮市議会議員定数条例(平成14年西宮市条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「45人」を「42人」に改める。

付 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(参考1) ○提案理由 議員定数を3人減じ、42人とするため。

(参考2) ○西宮市議会議員定数条例(現行抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、西宮市議会議員の定数は、45人とする。

## 議員定数に関する吉岡の考え方。

議員定数の適正数については多くの考え方があり、これと定義される基準はありません。地方自治法に定められている上限数もその根拠として決定的なものはありません。(ちなみに西宮市は46議席と定められています)ただ多くの都市をみると概ね、1万人に1議席程度が標準です。この標準でいくと西宮市の場合は48議席ということになりますが、僕の実感では48議席は多すぎると思います。ではどういやねんと言われると、現状では40議席が妥当で、選挙制度を中選挙区制(現在は市全域を選挙区とする大選挙区制)に変えるなど工夫がなされれば、30議席でもいいかと思います。選挙制度を変えなければいけない理由は、西宮市の場合、面積が広く、コミュニティ形成も様々です。特に南部と北部では住環境も文化も全くと言っていいほど異なります。今の選挙制度のまま、30議席まで削減すると北部から選出される議員はいなくなるでしょう(数的理論から僕なりに推測する)。市議会議員の仕事柄、やはり市内まんべんなく議員が存在するのが妥当と考えます。現在の

45議席中、北部に生活している議員は5名です。全体の10%にも届きません。南北格差が生じるのも、このバランスを顧みればご理解いただけると思います。

あと、大切なのは議員の本来の役割である市政のチェック機能という役割が果たせるかどうかです。現在西宮市の予算規模は全体で約2750億円に上ります。これらを現在の45名の議員でチェックするとなると単純計算で一人頭約61億の予算を担当することになります。一口に61億と言ってもバッともせんが、大まかに算段するとこの中には100以上の細目があります。これが、人数が減るとさらに多くの細目(事業)についてチェックしなくてはなりません。議員の能力向上は議員定数削減に不可欠です。4年間地元で御用聞きばかりしている議員や、特定の団体(特に労働組合)から支持を受けて当選している議員は使い物になりません。市民の皆さんは選挙権という権利と責任において、しっかりと選択していただきなくてはなりません。さらに言うと、議員削減には市民力向上も不可欠です。

## 政務調査費について

がんばるリポート5・6号に掲載しました事務所開設の記事で、読者から政務調査の意味が解らないとの指摘を受けました。ご指摘通り、僕もこの政務調査費については理解しきれていない面もありますが、今一度取り上げさせていただきます。

政務調査費(せいむちょうさひ)とは、地方議会の議員が政策調査研究等の活動のために支給される費用です。政務調査費の交付については、地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)の施行等により地方議会やその議員の活動がより重要となったことから、平成12年の地方自治法改正により制度化されました。西宮市においては月額15万円交付されます。昨今この使い道について、不適切な使途が問題となり、住民監査請求で返還を求められるケースが多く、西宮市において多くの議員が住民訴訟で返還を求められています。(これは議員が訴えられているということではありません)。使用基準について住民と交付者の西宮市が争われています。僕の前年度の報告書を見ていきたいと思います。

この報告書に記載してある事務所費が、生瀬1丁目の事務所の家賃の一部として活用しました。(一部というのは24時間政策研究に使用しているわけではないという理屈のもとで家賃額の50%を使用しました)

私たち議員は選挙とは切っては切れない立場にあります。政務調査費は政治家個人の活動には活用してはいけない規則になっております。つまり、後援会活動もしくは選挙を見据えた広報活動には政務調査費は使えないのです。しかし、選挙で応援してくれた人(後援会)は西宮市民でもあります。この西宮市民からの相談が選挙活動になるのかどうかという疑問に思ひざるをえません。この理屈の狭間に立ちながら政務調査費を使用しなくてはなりません。使途の基準が明確でないのがこの問題の難しいところです。

## ちなみに

36歳男性市議が政務調査費で政策研究とかけ離れた、よろしくない本を購入して、新聞記事になっていましたが、僕ではありません。こいつを読みません。趣味ではありません。もう一度言います。僕ではありません!!多くの市民から電話やメールで「お前やろ」と言われましたが、大変ご心配をおかけしました。中には取材拒否したところがお前らしいとまで言われてしまいました。(本音を言うと疑われる僕の生き方に問題があったかもしれません)

36歳男性市議がどんな本を買って新聞に出たかと言うと…

「いい男の心をつかむ!『ちょいS』な女になる方法」  
「スマートな男を印象づける技術…外見からはじめるデキる男プロデュース」こんな本買ってました。

いちいち言い訳するのもなんですが、

●「ちょいS」な女になる必要なは僕ではありません。ましてや、スマートな男を印象づける技術…そんなものは僕にはダイエットしかありません!本を読まなくても承知です。

●外見からはじめるデキる男…別に外見を気にしてはおりません。むしろ、誇りを持ってデブをしております。デキるデブを目指しております。

後日、同議員がまたしても不適切な書籍を購入したことが新聞紙面に掲載があり、中には実名公表する新聞社もありましたので参考までに紹介しておきます。

マスコミ各社に申し上げたいのですが報道被害に迷惑しております。正義の代弁者ぶったり、世論の番人面するのであればもう少し知能を活かして記事にしてください。

様式第8号(第7条関係)  
(議員用) (その2)

年度政務調査費収支報告書

議員名 吉岡政和

1 収 入 政務調査費 1,800,000 円

2 支 出

科 目	金 額	備 考
調 研 研 痢	0	
研 究・会 議 費	0	
広 報・広 告 費	2,009,452	市政報告紙 3回発行(6月・9月・3月)
賃 勉 學 費	9,425	春学期費
交 通・通 信 費	0	
人 件 費	733,500	事務員勤務費・市政報告紙記者労務費
事 務 費	11,662	ビザ用紙・会員登録手数料品負担費
事 務 所 費	345,000	事務室賃料(6月～12月)12万円×3ヶ月=36万円
その他の経費	0	
合 計	3,109,059	

3 残 額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



**緊張感をもって  
残り期間も頑張ります!!**

自由民主党公認  
西宮市議会議員 吉岡政和より

連日厳しい暑さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。いよいよ任期最後の1年になりました。残りの期間も頑張ってまいります。

さて、今回の市議会は河野市長になって初めての市議会でした。前市長が問題山積みの中、任期途中で辞任した後ということもあり代表質問では各会派様々な質問意見が出されました。

一般質問では「コミュニティバス」の問題と「市立学校での国歌の取り扱い」について質問しました。常任委員会は昨年同様の建設常任委員会に所属し委員長に着任しました。委員長職は初めてなので緊張感を持って委員会運営に努めたいと存じます。

今議会では市議会議員の定数削減が可決されるなど、報告項目が多い議会となりましたが、紙面の許す限り報告させていただきます。



吉岡政和にもの申す!!

ご意見欄 どしどしあ寄せください

吉岡政和へのご意見・ご質問等何でも結構ですので  
下記ハガキよりお寄せ下さい。(匿名でも可)

お名前 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

お問い合わせ先 吉岡政和(活動事務所)  
〒669-1102 西宮市生瀬町1丁目12-9 電話 0797-75-3397 FAX 0797-75-5230  
メールアドレス dm-10.masakazu@h6.dion.ne.jp ホームページ http://www.yoshiokanavi.jp/



## 西宮市 紹興市友好都市提携25周年記念式典にて

## 般質問において

一般質問において、市立学校での社会科と音楽教育のうち、「君が歌について」について教育委員会に質問しました。この質問の意図は、議員が小学校・中学校・高校の入学式・卒業式に出席させていただいた経験の中の「国歌斉唱」のところで、児童・生徒が全くと言っても過言でないなかったのに対し、校歌斉唱はきっちりと歌えていたので、そこ大きな違和感を覚えたので質問してみました。

習指導要領では社会科において、小学校第6学年で「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国と同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」とし、音楽において「君が代」は、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」とあります。

捉えて、西宮の教育現場でしっかりと指導要領が守られているのかでしたが、右寄りの質問と解釈されることは全くもって不本意なので、自ら心に基づき「国歌・国旗」に対して態度を決める考え方を否定せずに原則に基づいて慎重に質問しました。

教育委員会は、「市立学校の現状を認識し、全体的に指導が十分で率直に認めて、今後、新しい指導要領の内容の趣旨徹底に努め、新指導要領の全面実施の平成23年4月から、すべての学校で地域の皆様に受け入れられる」と評価されるよう、子どもたちが輝く指導に取り組んでまいります。」との答弁をされました。

学习指導要領に基づき来年度から結果を出せるように努力するということだったので、それを期待して質問は終わったのですが、しかし…

一般質問の最終日、議長経験もある民主党系を中心とした会派(西宮グリーンクラブ 片岡・岩下・河崎・栗山・小林・田中渡・花岡・森池・和田)のベテラン議員から吉岡名指しで、反論ともとれる意見を頂戴しました。一般質問というのは、議員が本会議において市当局に対して質問や意見をすることが原則でありますが、議員が議員の質問に対して意見を述べるといういレギュラーな場面が生じました。よほど僕の意見に不満があったことかと思われます。その議員は、西宮教職員組合から支持されて当選されていて、さらにご自身も西宮市で教職員をしていた「岩下彰(いわしたあきら)」議員でした。僕に対して意見をしたのですが、僕には会議ルール上、反論や反問はできません。つまり、言い放題の一方的な意見(後出しジャンケン的)でした。後日、市民の方がこの時のやり取りを議事録でご覧になった時に誤解があつては不本意この上ない事態なので、この紙面上で岩下議員からいただいたご意見に対し、僕の考えを述べさせていただきます。

議員の発言記録から意見します。

諸課題についてのことで意見を述べたいと思います。  
僕から日の丸、君が代一国旗、国歌の話がありました。私も、その件について多少意見を申したいと思います。  
カップで、私は今まで試合しか見てなかったんですよ。でも、今回は、試合の少し前の10分余り、これを見るようにしてます。そこでやはりいろんなことがあります。確かにおっしゃっているように、言われているように、しっかりと声を出している選手の国もありました。しかし、そうでない国もありますね。いろいろ。直立不動でじっと聞き入っているように見えるところもありました。また、胸に手を当てて、それも静かに聞いているところ、また、胸に水平に腕を当てるところ、それから、日本のように肩を組んで歌っているところ、これもたくさんありました。しかし、いろいろあるんですよ、いろいろ。必ず歌が流れれば歌うというのが、どの国もそうだということじゃないんですね。いろんな形で望んでいるわけですよ。

形は色々でも他国(相手チーム)に敬意を表する態度で臨んでいました。

まずきっと我々は認識しなければならないと思ってます。  
オリンピックの話をあのときされました。しかし、オリンピックの憲章では、十数年前に国旗、国歌という文言から、選手団の旗、選手団の歌というふうに変更され  
ます。

 サッカーのワールドカップやオリンピックは国だけでなく地域からも参加しております。(例えば、イングランドや台湾など)地域ということなので国歌・国旗はありません。こうした参加地域への配慮のためそのような表現になっただけで、国で参加しているチームはほぼ100%国旗・国歌を使用しています。さらにいうとナショナルチームにはどのような形式かは別として補助金として税金が使われています。

クですよ。オリンピック憲章では、現在の憲章では、国旗、国歌という表現はないんですよ。15年前にもう変更されているんですよ。もう一度言いますよ。選手団の旗なんです。それを上げてるだけのことなんですよ。もちろん、その選手団の旗や選手団の歌を何にするかは、それぞれがやってると思うんですけど、オリンピック憲章はそうじゃないんですよ。なぜなら、オリンピックは、**国家間の競争じゃないですからね。個人の競技ですから。**

何を言っているのでしょうか？国・地域を代表して競技をするのですから個人での参加はできません。その中に団体種目があり個人種目があります。個人参加という概念は通用しません。

国や国家とか、そういうことをうたった戦いではないんです。そのところを一緒にして、歌が流れたら歌うのは当たり前だといわんばかりの強制が学校現場にあってはならないと私は思っています。



教育現場での強制はいけないといいますが、教育はある程度の強制が指導という名の下にあるはずです。たとえば、九九を覚えるときは理屈抜きに丸暗記させられます。運動会の徒競走でもピストルの合図で理屈なしで運動が好きな人も嫌いな人も走り出します。もうひとつ言えば、水泳の時間に水恐怖症の人にも水に入るよう指揮します。このように教育には強制という言葉はなじまないものの、指導という名の強制は存在します。つまり、教育現場での強制という言葉自体が大人の屁理屈です。

私自身が教師をしていた15年前と比べれば、今の西宮市の入学式や卒業式の様子は、私から見れば雲泥の違いです。考えられないような状況が今の西宮の現場には既にあります。これは、今までの教育委員会の答弁で、学校指導要領の趣旨の徹底だとか、そういうことをしてまいりますというあらわれだと私は思っています。しかし、この間の教育長の答弁は、もう一つ踏み込んでおられますね。もう来年3月にきちっとやるんだと、こう言われました。**それでいいんですか、本当に。**



**いいんです!!**

国旗や国歌をめぐっても、確かに、1999年でしたかね、法制化されました。しかし、ほんの11年前じゃないですか、法制化されたのは、ドイツの人、やってましたね、けさの試合を見てましたらね。ちゃんとやってました。でも、ドイツは、戦後、国旗や国歌を変えましたね。日本は変わってませんね。



教育者らしからぬ歴史の勉強不足を露呈しました。第2次大戦中のドイツはナチスの独裁国家でした。敗戦によりナチスは崩壊し、連合国及びソ連それに国土を占領されたため、国家体制はなくなり国という存在が一度途絶えました。その後、新たな国家体制で戦後ドイツをスタートさせました。一方、日本は終戦時、連合国占領下でも内閣は存在しましたし、天皇制も継続されました。国家が消滅したドイツのケースとはまったく違うのです。わかりやすくいとドイツは終戦によって国旗を変えたのではなく国旗を使用する国家がなくなったので自動的に戦時中の国旗を使用しなくなったというわけです。

そういうふうな議論は全く必要ないんだ、おかしな議論だということで片付けられますか。私は、片付けられないと思うんですよ。そういうこともきちんと積み上げてきて今口がちるわけですか、いそこの立場がちるわけですよ。



「～2むかしの講論といふよりも的外れた講論なので片付けることまでできません」

いろんな状態があるわけですよ。そのことをしっかりと我々は学ぶべきじゃないかなと思うんですよ。



まったくそのとおりで、市立学校での教師という立場では、今の西宮の状態を認識して学習指導要領に基づいて指導するのが、文科省認可の教育現場で働く職業人として当然のことです。文科省の学習指導要領に従えないということならば、文科省の認可外の教育現場に「とらばーゆ」されてはいかがでしょうか。

よく教育委員会が、私の聞いているところでは、市の本会議でこういう話が出た、文教常任委員会でこういう話が出たから、現場の皆さん、こうしなさいという話をしきつちゅう聞いていました。だから、私も今あえて言ってますんでね。議会の中でこういう話がありましたというのを一つだけ言わないでくださいね。いろんな意見がこんなふうに出たということを言った上で、考えをきちっと述べて下さい。



出ている意見は、学習指導要領の趣旨に沿った指導をするようにという意見と、学習指導要領を強制してはならないという意見だけです。皆さんのご意見はいかがでしょうか？

この質問での気づきは、教育委員会が教育のスペシャリスト(レイマン)としての機能が十分でないことです。教育委員という立場そのものが委員長も含めて形骸化しています。せっかく知識人が結集して組織されているのに、事務局からの議案を追認するだけの組織になっているのが現状です。そこに、事務局長の役割である教育長が西宮教職員組合の幹部歴任者ですから教職員よりの意見が大きく影響されるのは無理もないことです。今後は議員として教育委員会のあり方について研究してゆきたいと思います。最後に市民の皆さんに伺います。**それでいいんですか、本当に。**